

一般製材業、木材チップ製造業、合板製造業及びパーティクルボード製造業	25 (20)	50 (40)
パルプ、紙又は紙加工品の製造業のうちパルプ製造施設を持たないもの	25 (20)	70 (50)
窯業・土石製品製造業	25 (20)	100 (80)
窯業原料精製業、採石業に係る採取場、砂利採取場	-	100 (80)
旅館業	30 (25)	60 (40)
共同調理場、弁当仕出屋、弁当製造業又は飲食店に係る特定施設を有するもの	30 (25)	60 (40)
下水道終末処理施設	20	70
し尿処理施設	20	70
その他のもの	25 (20)	40 (30)

備考

- この表においてかっこの中の数値は、日間平均の値とする。
- 「日間平均」による許容限度は、1日の平均的な汚染状態について定めたものである。
- この表において「既設の工場又は事業場」とは、特定施設を平成20年3月31日に現に設置している工場又は事業場（特定施設の設置の工事を行っているものを含む。）をいい、「新設の工場又は事業場」とは、特定施設を平成20年3月31日後において設置する工場又は事業場（同日において特定施設の設置の工事を行っているものを除く。）をいう。
- この表において「下水道処理区域」とは、下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第8号に規定する区域をいう。
- この表において生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。

別表第5 1日当たりの平均的な排出水の量が1,000立方メートル以上の特定事業場に係る上乗せ排水基準（第3条関係）

工場又は事業場	業種等	項目及び許容限度			
		生物化学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）	化学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）	浮遊物質質量（単位1リットルにつきミリグラム）	
既設の工場又は事業場	下水道処理区域に所在するもの	全業種 (し尿処理施設を除く。)	25 (20)	25 (20)	40 (30)
		し尿処理施設	20	20	70
その他の区域に所在するもの	食料品製造業	畜産食料品製造業	30 (20)	30 (20)	60 (50)
		乳製品製造業			
		その他のもの	40 (30)	40 (30)	60 (50)
		水産食料品製造業、めん類製造業	40 (30)	40 (30)	60 (50)
	飲料製造業	30 (20)	30 (20)	50 (40)	

		その他のもの（弁当製造業を除く。）	40 (30)	40 (30)	40 (30)
		一般製材業、木材チップ製造業、合板製造業及びパーティクルボード製造業	50 (40)	50 (40)	60 (50)
	パルプ、紙又は紙加工品の製造業	パルプ製造施設を持たないもの	50 (40)	50 (40)	70 (50)
		パルプ製造施設をもつもの	80 (65)	80 (65)	50 (35)
		ポリビニルアルコール製造業	50 (40)	50 (40)	40 (30)
		プラスチック圧延フィルム製造業	80 (60)	45 (35)	40 (30)
		化学肥料製造業	50 (25)	50 (25)	40 (30)
		窯業・土石製品製造業	25 (20)	25 (20)	100 (80)
		窯業原料精製業、採石業に係る採取場、砂利採取場	-	160 (120)	150 (100)
		旅館業	40 (30)	40 (30)	40 (30)
		下水道終末処理施設	20	20	70
		し尿処理施設	20	20	70
		その他のもの	25 (20)	25 (20)	40 (30)
新設の工場又は事業場	下水道処理区域に所在するもの	全業種（し尿処理施設を除く。）	25 (20)	25 (20)	40 (30)
		し尿処理施設	20	20	70
	その他の区域に所在するもの	食料品製造業	25 (20)	25 (20)	50 (40)
		その他のもの（弁当製造業を除く。）	25 (20)	25 (20)	40 (30)
		一般製材業、木材チップ製造業、合板製造業及びパーティクルボード製造業	25 (20)	25 (20)	50 (40)
	パルプ、紙又は紙加工品の製造業	パルプ製造施設を持たないもの	25 (20)	25 (20)	60 (40)
		パルプ製造施設をもつもの	25 (20)	25 (20)	40 (30)
		窯業・土石製品製造業	25 (20)	25 (20)	100 (80)
		窯業原料精製業、採石業に係る採取場、砂利採取場	-	160 (120)	100 (80)
		下水道終末処理施設	20	20	70
		し尿処理施設	20	20	70

	その他のもの	25 (20)	25 (20)	40 (30)
--	--------	------------	------------	------------

備考

- この表においてかつこの中の数値は、日間平均の値とする。
- 「日間平均」による許容限度は、1日の平均的な汚染状態について定めたものである。
- この表において「既設の工場又は事業場」とは、特定施設を平成20年3月31日に現に設置している工場又は事業場(特定施設の設置の工事を行っているものを含む。)をいい、「新設の工場又は事業場」とは、特定施設を平成20年3月31日後において設置する工場又は事業場(同日において特定施設の設置の工事を行っているものを除く。)をいう。
- この表において「下水道処理区域」とは、下水道法第2条第8号に規定する区域をいう。
- この表において生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、すべての公共用水域に排出される排出水に適用する。

別表第6から別表第8までを削る。
 附 則
 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

熊本県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
 平成17年3月24日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第20号

熊本県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例
 熊本県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(昭和60年熊本県条例第43号)の一部を次のように改正する。
 第5条第1項第5号中「能力」を「行為能力」に改める。

附 則
 この条例は、民法の一部を改正する法律(平成16年法律第147号)の施行の日から施行する。

熊本県産業廃棄物税基金条例をここに公布する。
 平成17年3月24日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第21号

熊本県産業廃棄物税基金条例
 (設置)

第1条 循環型社会の形成に向け、産業廃棄物の排出の抑制及び再利用、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策に要する費用に充てるため、熊本県産業廃棄物税基金(以下「基金」という。)を設置する。
 (積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、県に納入され、又は納付された産業廃棄物税額から産業廃棄物税の賦課徴収に要する費用を控除して得た額の範囲内で、熊本県一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める額とする。
 (管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。
 2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)
 第4条 基金の運用から生じる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。
 (繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。
 (基金の処分)

第6条 知事は、第1条の目的を達成するために必要な費用に充てる場合に限り、予算の定めるところにより基金の全部又は一部を処分することができる。
 (委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。
 附 則

この条例は、熊本県産業廃棄物税条例(平成16年熊本県条例第53号)の施行の日から施行する。

熊本県食の安全安心推進条例をここに公布する。
平成 17 年 3 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第 22 号

熊本県食の安全安心推進条例

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条－第 6 条）
- 第 2 章 食の安全安心の確保のための基本的な施策（第 7 条－第 16 条）
- 第 3 章 安全で安心な農林水産物の提供のための具体的な方策（第 17 条－第 19 条）
- 第 4 章 雑則（第 20 条－第 22 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、食品の安全性及び食品に対する安心感（以下「食の安全安心」という。）の確保に関し、基本理念を定め、県及び食品関連事業者の責務並びに消費者の役割を明らかにするとともに、食の安全安心の確保に関する基本的な施策及び安全で安心な農林水産物の提供のための具体的な方策を定めることにより、食の安全安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の生命及び健康の保護を図ることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）食品 すべての飲食物（薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）第 2 条第 1 項に規定する医薬品（第 5 号において「医薬品」という。）及び同条第 2 項に規定する医薬部外品を除く。）をいう。
- （2）農薬 農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 1 条の 2 第 1 項に規定する農薬をいう。
- （3）飼料 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）第 2 条第 2 項に規定する飼料をいう。
- （4）飼料添加物 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第 2 条第 3 項に規定する飼料添加物をいう。
- （5）動物用医薬品 医薬品であって動物のために使用されることが目的とされているものをいう。
- （6）添加物 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 4 条第 2 項に規定する添加物をいう。
- （7）生産者 農林水産物を生産し、又は採取する者及びこれらの者で構成する団体をいう。
- （8）食品関連事業者 生産者及び肥料（肥料取締法（昭和 25 年法律第 127 号）第 2 条第 1 項に規定する肥料をいう。）、農薬、飼料、飼料添加物、動物用医薬品その他食品の安全性に影響を及ぼすおそれがある農林水産業の生産資材、食品若しくは添加物又は器具（食品衛生法第 4 条第 4 項に規定する器具をいう。）若しくは容器包装（同条第 5 項に規定する容器包装をいう。）の製造、輸入、販売その他の事業活動を行う者をいう。

（基本理念）

第 3 条 食の安全安心の確保は、県民の生活が自然の営みの中にあり、食品もまたこの循環の中で生産され、及び消費されていることから、このことが環境に与える影響に配慮し、食品の生産の方法及び流通の過程を重視するなど、循環型社会の視点から行われなければならない。

2 食の安全安心の確保は、県民の健康への危害を未然に防止するために、食品の生産から販売に至る一連の供給の行程（以下「食品供給行程」という。）の各段階において、監視、指導及び検査を充実し、食品の科学的な安全性の確保を徹底するとともに、食の安全安心に関する情報を迅速かつ正確に提供するなど、消費者の安心の視点から行われなければならない。

3 食の安全安心の確保は、行政はもとより、食品関連事業者及び消費者がそれぞれの役割に応じた取組を行うとともに、相互に理解し、連携し、及び協働するなど、パートナーシップの視点から行われなければならない。

（県の責務）

第 4 条 県は、前条に規定する食の安全安心の確保についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食の安全安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施しなければならない。

（食品関連事業者の責務）

第 5 条 食品関連事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たって、自らが食の安全安心の確保について第一義的責任を有していることを認識して、食の安全安心を確保するために必要な措置を食品供給行程の各段階において自主的に講ずる責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、食品関連事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る食品に関する正確かつ適切な情報を消費者に対

し明確かつ平易に提供するよう努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、食品関連事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、県が実施する食の安全安心の確保に関する施策に協力する責務を有する。
(消費者の役割)

第6条 消費者は、基本理念にのっとり、自ら進んで食の安全安心の確保に関する知識と理解を深めるとともに、食の安全安心の確保に関する県の施策及び食品関連事業者の取組に対して意見を表明し、又は食品を合理的に選択するなど、食の安全安心の確保に積極的な役割を果たすものとする。

第2章 食の安全安心の確保のための基本的な施策

(推進計画の策定及び公表)

第7条 県は、食の安全安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、食の安全安心の確保に関する推進計画(以下「推進計画」という。)を策定するものとする。

2 県は、推進計画を策定するに当たっては、消費者及び食品関連事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

3 県は、推進計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

4 県は、毎年度、推進計画に基づく施策の実施状況を公表するものとする。

(情報の共有及び交流・連携)

第8条 県は、食の安全安心の確保に関する情報を積極的に収集するとともに、消費者及び食品関連事業者に対し、当該情報を迅速かつ正確に提供するものとする。

2 県は、食品関連事業者が消費者に対して行う食の安全安心の確保に関する情報の自主的な提供を促進するものとする。

3 県は、消費者と食品関連事業者との間の相互理解を促進するための交流活動を支援するとともに、県、消費者及び食品関連事業者がそれぞれの役割に応じて連携した取組を促進するものとする。

(消費者等の意見の反映)

第9条 県は、第7条第2項に定めるもののほか、食の安全安心の確保に関する施策に対し、消費者及び食品関連事業者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(人と環境に配慮した安全で安心な農林水産物の生産、食品の製造・加工、流通の促進)

第10条 県は、食品関連事業者による法令遵守のための自主的な取組を促進するものとする。

2 県は、食品関連事業者による農薬、動物用医薬品、添加物及び飼料添加物(以下この項においてこれらを「農薬等」という。)の適正な使用の普及を図るとともに、食品関連事業者による食品供給行程の各段階における農薬等の使用に関する記録の管理及び残留する農薬等の自主検査を促進するものとする。

3 県は、食品関連事業者による自主的な衛生対策の充実強化を図るため、食品衛生に関する知識の普及を推進するとともに、衛生管理のための技術の導入を促進するものとする。

4 県は、農林水産物の供給の行程の各段階において、食品関連事業者が消費者に対して行う生産の履歴に関する情報の的確な提供を促進するものとする。

5 県は、環境に配慮した農林水産物の推進を図るため、生産者による農薬、動物用医薬品及び化学肥料の使用量の削減を促進するものとする。

(監視、指導及び検査の実施)

第11条 県は、食品供給行程の各段階を通じ一貫して、食品の安全性について、監視、指導及び検査を実施するものとする。

(食品の適正表示の確保)

第12条 県は、食品の表示が食の安全安心の確保に重要な役割を果たしていることにかんがみ、食品の表示の制度の適切な運用等を通して、食品の適正な表示を確保するものとする。

(調査研究等の推進及び成果の普及)

第13条 県は、食品の安全性に関する調査研究及び試験検査の手法の研究を推進し、その成果の普及に努めるものとする。

(食育の推進)

第14条 県は、県民が地域の食文化及び食品の安全性に関する知識と理解を深め、消費者と食品関連事業者との間の相互理解を促進するため、普及活動の推進、学習機会の提供及び地産地消(地域で生産されたものを当該地域で消費することをいう。)の推進を図るものとする。

2 県は、前項に規定する施策の推進に当たっては、特に子どもときから健全な食習慣及び安全な食品を自ら選び、食することができる力を身に付けることができるよう、地域、学校、家庭等が連携して行う学習、体験活動等を促進するものとする。

3 県は、前2項に規定する施策に関して専門的な知識を有する人材の育成及び活用に努めるものとする。

(危害情報の申出)

第15条 県民は、健康に危害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある食品についての情報を入手した場合は、必要な措置が講ぜられるよう、県に対して申出をすることができる。

2 県は、前項の申出の内容に相当な理由があると認めるときは、食品の安全性に関する関係法令又はこの条例に基づき速やかに調査を行い、必要な措置を講ずるものとする。

(危機管理体制の整備)

第16条 県は、食品による健康への危害を未然に防止し、又はその拡大を防止するため、

食品に関する危機管理に係る体制を整備するものとする。

第3章 安全で安心な農林水産物の提供のための具体的な方策

(供給の禁止)

第17条 生産者は、生産し、又は採取した農林水産物が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該農林水産物を出荷し、又は販売してはならない。

(1) 農薬取締法第11条の規定により使用を禁止された農薬を使用して生産された場合
(2) 薬事法第83条の3の規定により使用を禁止された医薬品を使用して生産された場合

(3) 食品衛生法第11条第1項に規定する基準若しくは規格に合わない場合又は農薬、飼料添加物及び動物用医薬品の成分である物質が、同条第3項に規定する量を超えて残留する場合(同項ただし書に該当する場合を除く。)

(立入検査等)

第18条 知事は、生産者が前条各号のいずれかに該当する農林水産物を出荷し、若しくは販売したとき、又はそのおそれがあると認めるときは、当該生産者に対し必要な報告を求め、その職員に農林水産物の生産活動の場所その他必要な場所に立ち入らせ、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは当該生産者若しくは当該生産者の従業員等に質問させ、又はこの検査に必要な限度において、農林水産物その他の物件の提供を求めることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 知事は、第1項の規定により生産者に物件を提供させたときは、正当な補償を行うものとする。

4 第1項の規定による立入検査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告及び公表)

第19条 知事は、生産者が生産し、若しくは採取した農林水産物が第17条各号のいずれかに該当する場合又は生産者が正当な理由がなく前条第1項の規定による報告、立入り、物件の検査若しくは提供を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは当該生産者若しくは当該生産者の従業員等が同項の規定による質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした場合は、当該生産者に対し、当該農林水産物の出荷又は販売の停止、回収、廃棄その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が、その勧告に従わない場合は、規則で定めるところにより、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。

3 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る生産者に対し、あらかじめ意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

4 前3項の規定にかかわらず、知事は、生産者が第17条の規定に違反して農林水産物を出荷し、又は販売した場合であって、消費者の健康への危害を未然に防止し、又はその拡大を防止するため緊急を要するときは、直ちに違反の事実又は勧告の内容を公表することができる。

第4章 雑則

(環境保全施策との連携)

第20条 県は、食の安全安心の確保に関する施策の策定に当たっては、食品供給行程が、土壌、地下水、河川、海域等の環境と相互に影響し合っていることを踏まえ、これらの汚染防止等環境保全施策と十分に連携を図りながら行わなければならない。

(市町村、他の都道府県及び国との連携等)

第21条 県は、食の安全安心の確保に関して広域的な取組を必要とする施策について、市町村、他の都道府県及び国と連携して、その推進に努めるものとする。

2 県は、食の安全安心の確保を図るために必要な施策について、国に対し、提案するものとする。

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第3章の規定は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 第18条及び第19条の規定は、平成17年9月30日以前に出荷され、又は販売された農林水産物については、適用しない。

3 食品衛生法等の一部を改正する法律(平成15年法律第55号)第3条の規定の施行の日までの間は、第17条第3号中「第11条第1項に規定する基準若しくは規格に合わない場合又は農薬、飼料添加物及び動物用医薬品の成分である物質が、同条第3項に規定する量を超えて残留する場合(同項ただし書に該当する場合を除く。)」とあるのは、「第11条第1項に規定する基準又は規格に合わない場合」と読み替えるものとする。

熊本県少年保護育成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 17 年 3 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第 23 号

熊本県少年保護育成条例の一部を改正する条例
熊本県少年保護育成条例（昭和 46 年熊本県条例第 30 号）の一部を次のように改正する。
第 16 条第 2 項中「（書籍を除く。）」を削り、ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 保護者の同意を得、又は委託を受けた場合
- (2) 少年が業として物品を売却する場合
- (3) その他正当な理由があると認められる場合

附 則

- 1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

熊本県労働相談情報センター設置条例を廃止する条例をここに公布する。

平成 17 年 3 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第 24 号

熊本県労働相談情報センター設置条例を廃止する条例
熊本県労働相談情報センター設置条例（昭和 31 年熊本県条例第 38 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県卸売市場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 17 年 3 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第 25 号

熊本県卸売市場条例の一部を改正する条例
熊本県卸売市場条例（昭和 46 年熊本県条例第 67 号）の一部を次のように改正する。
第 3 条第 1 項第 6 号を同項第 7 項とし、同項第 5 号を同項第 6 号とし、同項第 4 号中「行なう」を「行う」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項第 3 号中「行なう」を「行う」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項第 2 号の次に次の 1 号を加える。

- (3) 卸売の業務に係る物品の品質管理の方法
第 3 条の 2 及び第 3 条の 4 第 2 項中「第 4 号」を「第 5 号」に改める。

第 5 条第 2 項を削る。

第 7 条を次のように改める。

（卸売予定数量等の公表）

第 7 条 開設者は、地方卸売市場において取り扱う生鮮食料品等について、毎日の卸売が開始される時まで、その日の主要な品目の卸売予定数量その他規則で定める事項を当該各市場の見やすい場所に掲示しなければならない。

- 2 開設者は、規則で定めるところにより、前項の生鮮食料品等について、毎日の卸売業者の卸売の数量及び価格その他規則で定める事項を公表しなければならない。

第 9 条を次のように改める。

第 9 条 削除

第 12 条を次のように改める。

第 12 条 削除

第 15 条を次のように改める。

第 15 条 削除

第 20 条第 2 項を次のように改める。

- 2 卸売業者は、法第 58 条第 1 項の許可に係る卸売の業務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を開設者を經由して知事に届け出なければならない。

第 32 条中「、第 9 条、第 12 条」を削る。

第 37 条中第 2 号を削り、同条第 3 号中「第 20 条」を「第 20 条第 2 項」に改め、同号を同条第 2 号とし、同条第 4 号を同条第 3 号とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 12 条の改正規定は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

（地方卸売市場の業務規程に関する経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に卸売市場法（昭和 46 年法律第 35 号）第 55 条の許可を受けて開設されている地方卸売市場（以下「既設地方卸売市場」という。）を開設している者は、改正後の熊本県卸売市場条例（以下「新条例」という。）の規定により必要となる業務規程の変更につき、この条例の施行の日から起算して 6 月を経過する日までに、同法第 64 条の規定による承認の申請をしなければならない。

- 3 既設地方卸売市場の業務規程は、この条例の施行の日から起算して 6 月を経過する日（その日までに前項の申請に係る業務規程の変更の承認があった既設地方卸売市場に

あつては当該変更の承認に係る業務規程の効力が発生する日、その日まで同項の申請に係る業務規程の変更の承認又は不承認がなかつた既設地方卸売市場にあつては当該変更の承認又は不承認があつた日（当該変更の承認があつた日後に当該変更の承認に係る業務規程の効力が発生するものにあつては、その効力が発生する日）までは、新条例第2章の規定により定められた業務規程とみなす。この場合において、当該業務規程と同章の規定が抵触する場合においては、当該抵触する部分については、同章の規定は、適用しない。

（基準に満たない卸売市場の業務規程に関する経過措置）

- 4 この条例の施行の際現に改正前の熊本県卸売市場条例第21条の許可を受けて開設されている基準に満たない卸売市場（以下「既設基準に満たない卸売市場」という。）を開設している者は、新条例の規定により必要となる業務規程の変更につき、この条例の施行の日から起算して6月を経過する日までに、新条例第29条の規定による承認の申請をしなければならない。
- 5 既設基準に満たない卸売市場の業務規程は、この条例の施行の日から起算して6月を経過する日（その日まで前項の申請に係る業務規程の変更の承認があつた既設基準に満たない卸売市場にあつては当該変更の承認に係る業務規程の効力が発生する日、その日まで同項の申請に係る業務規程の変更の承認又は不承認がなかつた既設基準に満たない卸売市場にあつては当該変更の承認又は不承認があつた日後に当該変更の承認に係る業務規程の効力が発生するものにあつては、その効力が発生する日）までは、新条例第3章の規定により定められた業務規程とみなす。この場合において、当該業務規程と同章の規定が抵触する場合においては、当該抵触する部分については、同章の規定は、適用しない。

熊本県改良普及員資格試験条例及び熊本県地域農業改良普及センター設置条例を廃止する条例をここに公布する。

平成17年3月24日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第26号

熊本県改良普及員資格試験条例及び熊本県地域農業改良普及センター設置条例を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 熊本県改良普及員資格試験条例（昭和28年熊本県条例第25号）
 (2) 熊本県地域農業改良普及センター設置条例（昭和33年熊本県条例第44号）

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

熊本県水とみどりの森づくり基金条例をここに公布する。

平成17年3月24日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第27号

熊本県水とみどりの森づくり基金条例

（設置）

- 第1条 水源のかん養、山地災害の防止等の公益的機能を有する森林からすべての県民が恩恵を受けているとの認識に立ち、森林をすべての県民の財産として守り育て、次の世代に引き継いでいくことを目的として、森林の有する公益的機能の維持増進を図る施策に要する経費に充てるため、熊本県水とみどりの森づくり基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

- 第2条 基金として積み立てる額は、熊本県水とみどりの森づくり税条例（平成 年熊本県条例第 号）第2条及び第3条第1項の規定による加算額に係る収納額に相当する額から賦課徴収に要する費用を控除して得た額の範囲内で、熊本県一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

（管理）

- 第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

- 2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

- 第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。（繰替運用）

- 第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（基金の処分）

- 第6条 知事は、第1条の目的を達成するために行う施策に要する経費に充てる場合に限り、予算の定めるところにより基金の全部又は一部を処分することができる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、熊本県水とみどりの森づくり税条例の施行の日から施行する。

熊本県林業改良指導員資格試験条例を廃止する条例をここに公布する。

平成17年3月24日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第28号

熊本県林業改良指導員資格試験条例を廃止する条例

熊本県林業改良指導員資格試験条例（昭和33年熊本県条例第18号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

熊本県屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月24日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第29号

熊本県屋外広告物条例の一部を改正する条例

熊本県屋外広告物条例（昭和39年熊本県条例第66号）の一部を次のように改正する。

第1条中「屋外広告物（以下「広告物」という。）」を「屋外広告物（常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。以下「広告物」という。）及び屋外広告業（広告物の表示又は広告物を掲出する物件の設置を行う営業をいう。以下同じ。）」に改める。

第3条第1号中「又は特別緑地保全地区」を「、緑地保全地域又は特別緑地保全地区」に改め、同号の次に次の3号を加える。

(1) の2 景観法（平成16年法律第110号）第8条第2項第1号に規定する景観計画区域で、知事が指定する区域

(1) の3 景観法第74条第1項の規定により指定された準景観地区であって、同法第75条第1項に規定する条例により制限を受ける地域のうち、知事が指定する区域

(1) の4 景観法第76条第3項の地区計画等形態意匠条例（第5条第1項第1号の3において「地区計画等形態意匠条例」という。）により制限を受ける地域で、知事が指定する区域

第4条第1項に次の1号を加える。

(11) 景観法第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木

第4条第2項を次のように改める。

2 電柱、街灯柱その他電柱の類（前項第5号に該当するものを除く。）には、次に掲げる広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

(1) はり紙

(2) はり札等（容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられているはり札その他これに類する広告物をいう。第6条第2項第9号において同じ。）

(3) 広告旗（容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられている広告の用に供する旗（これを支える台を含む。）をいう。第6条第2項第9号において同じ。）

(4) 立看板等（容易に取り外すことができる状態で工作物等に立て掛けられている立看板その他これに類する広告物又は掲出物件（これらを支える台を含む。）をいう。第6条第2項第9号において同じ。）

第5条第1項第1号の次に次の2号を加える。

(1) の2 景観法第8条第2項第1号に規定する景観計画区域で、知事が指定する区域

(1) の3 地区計画等形態意匠条例により制限を受ける地域で、知事が指定する区域
第6条第2項第9号中「表示するはり紙、はり札、立看板及び広告幕」を「表示し、又は設置するはり紙、はり札等、広告旗（容易に移動させることができる状態で立てられているものを含む。）、立看板等（容易に移動させることができる状態で立てられているものを含む。）及び広告幕」に改め、同条第3項第1号中「又は第9号」を「、第9号又は第11号」に改める。

第7条第1項中「若しくは第5号」を「、第5号若しくは第11号」に改める。

第11条第2項中「第21条」を「第27条」に改める。

第13条第2項中「県内に住所を有する」を削り、同条第3項中「屋外広告士（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第17条の2の規定により認定された屋外広告士資格審査・証明事業により称号を付与された者をいう。第20条の3第1項第2号において同じ。）」を「法第10条第2項第3号イの登録試験機関（第23条第1項において「登録試験機関」という。）が広告物の表示及び設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者」に改める。

第14条第1項中「第16条」を「第15条」に改める。

第 15 条を削り、第 16 条を第 15 条とし、同条の次に次の 2 条を加える。

(違反に対する措置)

- 第 16 条 知事は、この条例の規定又はこの条例の規定に基づく許可に付した条件に違反して広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者に対し、当該広告物又は掲出物件の表示又は設置の停止を命じ、又は 5 日以上を期限を定めて、これらの除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要な措置を命ずることができる。
- 2 知事は、前項の規定による措置を命じようとする場合において、当該広告物を表示し、若しくは当該掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者を過失がなくして確知することができないときは、これらの措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。ただし、掲出物件を除却する場合においては、5 日以上を期限を定めて、その期限までにこれを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、知事の命じた者又は委任した者が除却する旨を公告するものとする。

(違反広告物である旨の表示)

- 第 16 条の 2 知事は、この条例の規定に違反して広告物が表示され、又は掲出物件が設置されているときは、規則で定めるところにより、当該広告物又は当該掲出物件に、この条例に違反している旨の表示をその職員にさせることができる。

第 17 条を削り、第 17 条の 2 を第 17 条とする。

- 第 17 条の 3 第 1 項中「第 17 条の 7」を「第 17 条の 6」に改め、同条を第 17 条の 2 とする。

第 17 条の 4 を第 17 条の 3 とし、第 17 条の 5 から第 17 条の 7 までを 1 条ずつ繰り上げる。

第 27 条を第 35 条とする。

- 第 26 条中「前 3 条」を「第 29 条から前条まで」に改め、同条を第 33 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

(過料)

- 第 34 条 次の各号のいずれかに該当する者は、5 万円以下の過料に処する。

- (1) 第 21 条の 7 第 1 項の規定による届出を怠った者
- (2) 第 23 条の 2 の規定による標識を掲げない者
- (3) 第 23 条の 3 の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者

第 25 条を削る。

第 24 条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第 4 号及び第 5 号を次のように改める。

- (4) 第 21 条の 5 第 1 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (5) 第 23 条第 1 項の規定に違反して業務主任者を設置しなかった者

第 24 条第 6 号を削り、同条を第 31 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

- 第 32 条 次の各号のいずれかに該当する者は、20 万円以下の罰金に処する。
- (1) 第 18 条第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
 - (2) 第 24 条の 3 第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第 23 条の前の見出しを削り、同条中「第 17 条第 1 項」を「第 16 条第 1 項」に改め、同条を第 30 条とする。

第 22 条を第 28 条とし、同条の次に次の見出し及び 1 条を加える。

(罰則)

- 第 29 条 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 21 条第 1 項又は第 3 項の規定による登録を受けずに屋外広告業を営んだ者
- (2) 不正の手段により第 21 条第 1 項又は第 3 項の規定による登録を受けた者
- (3) 第 24 条第 1 項の規定による営業の停止の命令に違反した者

第 21 条を第 27 条とする。

第 20 条の 4 の見出し中「屋外広告業者」を「屋外広告業を営む者」に改め、同条中「屋外広告業者」を「熊本県の区域内で屋外広告業を営む者」に改め、同条を第 25 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

(広告主の責務等)

- 第 26 条 広告主(屋外広告業者その他の者に広告物の表示若しくは掲出物件の設置又は広告物若しくは掲出物件(以下この条において「広告物等」という。)の管理を委託する者をいう。以下同じ。)は、その委託に係る広告物等がこの条例の規定に違反して表示され、又は設置されることにより景観若しくは風致を害し、又は公衆に対して危害を及ぼすことのないように、広告物等の状況を適宜点検させる等当該広告物等の表示若しくは設置又は管理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 前条の規定は、前項の広告主について準用する。

第 20 条の 2 及び第 20 条の 3 を削り、第 20 条の次に次の 15 条を加える。

(屋外広告業の登録)

- 第 21 条 屋外広告業を営もうとする者は、知事の登録を受けなければならない。

- 2 前項の登録の有効期間は、5 年とする。

- 3 前項の有効期間の満了後引き続き屋外広告業を営もうとする者は、更新の登録を受け

- なければならない。
- 4 前項の更新の登録の申請があった場合において、第2項の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なおその効力を有する。
- 5 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。
(登録の申請)
- 第21条の2 前条第1項又は第3項の規定により登録又は更新の登録を受けようとする者(以下「登録申請者」という。)は、知事に対し、規則に定めるところにより、次に掲げる事項を記載した登録申請書を提出しなければならない。
- (1) 商号、名称又は氏名及び住所
(2) 熊本県の区域(熊本市の区域を除く。以下同じ。)内において営業を行う営業所の名称及び所在地
(3) 法人である場合においては、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)の氏名
(4) 未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所
(5) 第2号の営業所ごとに選任される業務主任者の氏名及び所属する営業所の名称
- 2 前項の登録申請書には、登録申請者が第21条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面その他規則で定める書類を添付しなければならない。
(登録の実施)
- 第21条の3 知事は、前条の規定による書類の提出があったときは、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、次に掲げる事項を屋外広告業者登録簿に登録しなければならない。
- (1) 前条第1項各号に掲げる事項
(2) 登録年月日及び登録番号
- 2 知事は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。
(登録の拒否)
- 第21条の4 知事は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第21条の2の登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。
- (1) 第24条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
(2) 屋外広告業者(第21条第1項又は第3項の登録を受けて屋外広告業を営む者をいう。以下同じ。)で法人であるものが第24条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその屋外広告業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
(3) 第24条第1項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
(4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
(5) 法人でその役員のうちの前各号のいずれかに該当する者があるもの
(6) 屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が第1号から第4号までのいずれかに該当するもの
(7) 第21条の2第2号の営業所ごとに業務主任者を選任していない者
- 2 知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。
(登録事項の変更の届出)
- 第21条の5 屋外広告業者は、第21条の2第1項各号に掲げる事項に変更があったときは、その日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。
- 2 知事は、前項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項が前条第1項第5号から第7号までのいずれかに該当する場合を除き、届出があった事項を屋外広告業者登録簿に登録しなければならない。
- 3 第21条の2第2項の規定は、第1項の規定による届出について準用する。
(屋外広告業者登録簿の閲覧)
- 第21条の6 知事は、屋外広告業者登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。
(廃業等の届出)
- 第21条の7 屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に定める者は、その日(第1号の場合にあっては、その事実を知った日)から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。
- (1) 死亡した場合 その相続人
(2) 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であった者
(3) 法人が破産により解散した場合 その破産管財人
(4) 法人が合併及び破産以外の理由により解散した場合 その清算人
(5) 熊本県の区域内において屋外広告業を廃止した場合 屋外広告業者であった個人又は屋外広告業者であった法人を代表する役員
- 2 屋外広告業者が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、屋外広告業者の登録は、その効力を失う。

(登録の抹消)

第21条の8 知事は、屋外広告業者の登録がその効力を失ったとき又は第24条第1項の規定により屋外広告業者の登録を取り消したときは、屋外広告業者登録簿から当該屋外広告業者の登録を抹消しなければならない。

(講習会)

第22条 知事は、規則で定めるところにより、広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識を修得させることを目的とする講習会を開催しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、講習会に関し必要な事項は、規則で定める。

(業務主任者の設置)

第23条 屋外広告業者は、第21条の2第2号の営業所ごとに、次に掲げる者のうちから業務主任者を選任し、次項に定める業務を行わせなければならない。

(1) 登録試験機関が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者

(2) 前条第1項の講習会の課程を修了した者

(3) 他の都道府県又は指定都市若しくは中核市の行う講習会の課程を修了した者

(4) 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)に基づく職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は職業訓練修了者であって、広告美術仕上げに係るもの

(5) 知事が、規則で定めるところにより、前各号に掲げる者と同等以上の知識を有するものと認定した者

2 業務主任者は、次に掲げる業務の総括に関するものを行うものとする。

(1) この条例その他広告物の表示及び掲出物件の設置に関する法令の規定の遵守に関すること。

(2) 広告物の表示又は掲出物件の設置に関する工事の適正な施工その他広告物の表示又は掲出物件の設置に係る安全の確保に関すること。

(3) 第23条の3に規定する帳簿のうち、規則で定める事項の記載に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、業務の適正な実施の確保に関すること。

(標識の掲示)

第23条の2 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、第21条の2第2号の営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、商号、名称又は氏名、登録番号その他規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

(帳簿の備付け等)

第23条の3 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、第21条の2第2号の営業所ごとに帳簿を備え、その営業に関する事項で規則で定めるものを記載し、これを保存しなければならない。

(登録の取消し等)

第24条 知事は、屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 不正の手段により屋外広告業者の登録を受けたとき。

(2) 第21条の4第1項第2号又は第4号から第7号までのいずれかに該当することとなったとき。

(3) 第21条の5第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反したとき。

2 第21条の4第2項の規定は、前項の規定による処分をした場合に準用する。

(監督処分簿の備付け等)

第24条の2 知事は、屋外広告業者監督処分簿を備え、これを規則で定める閲覧所において一般の閲覧に供しなければならない。

2 知事は、前条第1項の規定による処分をしたときは、前項の屋外広告業者監督処分簿に、当該処分の年月日及び内容その他規則で定める事項を登載しなければならない。

(報告及び検査)

第24条の3 知事は、熊本県の区域内で屋外広告業者を営む者に対して、特に必要があると認めるときは、その営業につき、必要な報告をさせ、又はその職員をして営業所その他営業に係る場所のある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

附 則

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第3条第1号の改正規定、同号の次に3号を加える改正規定(同条第1号の2を加える部分に限る。)、第4条第1項に1号を加える改正規定及び同条第2項の改正規定、第5条第1項第1号に2号を加える改正規定(同条第1号の2を加える部分に限る。)、第6条の改正規定並びに第7条第1項の改正規定 公布の日

(2) 第3条第1号の次に3号を加える改正規定(同条第1号の3及び第1号の4を加える部分に限る。)及び第5条第1項第1号に2号を加える改正規定(同条第1号の3を加える部分に限る。) 景観法(平成16年法律第110号)附則ただし書に規定

- する日
- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の熊本県屋外広告物条例（以下「旧条例」という。）第20条の2の規定に基づき届出をして屋外広告業を営んでいる者については、この条例の施行の日から6月（この期間内に改正後の熊本県屋外広告物条例（以下「新条例」という。）の規定に基づく登録の拒否の処分があったときは、その日まで）の間は、新条例の規定にかかわらず、登録を受けなくても、引き続き屋外広告業を営むことができる。この場合においては、その者がその期間内に当該登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も同様とする、
 - 3 この条例の施行の際現に旧条例第20条の3第1項に規定する講習会修了者等である者については、新条例第23条第1項に規定する業務主任者となる資格を有する者とみなす。
 - 4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

熊本県育英資金貸与基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月24日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第30号

熊本県育英資金貸与基金条例の一部を改正する条例

熊本県育英資金貸与基金条例（昭和47年熊本県条例第27号）の一部を次のように改正する。

第7条各号列記以外の部分中「次に掲げるすべての要件に該当」を「次の各号のいずれにも該当」に、「育英資金」を「、育英資金」に改め、同条第2号中「あること」の次に「又は学力が優れていること」を加え、「すぐれて」を「優れて」に改める。

第7条の2の次に次の1条を加える。

（育英資金の緊急貸与者の決定）

第7条の3 教育委員会は、高校等又は専門課程等に在学し、生計の主たる維持者の解雇、病気又は風水害等による家計急変により緊急に育英資金を必要とする者で、次の各号のいずれにも該当するものの申請に基づき、育英資金の貸与を受ける者を選考のうえ決定する。

（1）第7条第1号及び第3号から第5号までに該当すること。

（2）学業を確実に修了できる見込みがあると認められること。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

文化財保護法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成17年3月24日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第31号

文化財保護法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

（熊本県文化財保護条例の一部改正）

第1条 熊本県文化財保護条例（昭和51年熊本県条例第48号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第98条第2項」を「第182条第2項」に改める。

第20条第1項及び第21条第5項中「第56条の3第1項」を「第71条第1項」に改める。

第27条第1項及び第28条第4項中「第56条の10第1項」を「第78条第1項」に改める。

第35条第1項及び第36条第2項中「第69条第1項」を「第109条第1項」に改める。

第41条第1項及び第42条第4項中「第83条の7第1項」を「第147条第1項」に改める。

（熊本県文化財保護審議会条例の一部改正）

第2条 熊本県文化財保護審議会条例（昭和51年熊本県条例第49号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第105条」を「第190条」に改める。

（風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正）

第3条 風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和45年熊本県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第3条第32号中「第56条の10第1項」を「第78条第1項」に、「第57条第1項」を「第92条第1項」に、「第69条第1項」を「第109条第1項」に、「第70条第1項」を「第110条第1項」に改める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 17 年 3 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第 32 号

熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例
熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和 29 年熊本県条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

別表熊本県熊本東警察署の項管轄区域の欄中「江津二丁目」を「江津二丁目 江津三丁目 江津四丁目」に、「画図町大字下江津 画図町大字上無田」を「画図町大字下江津 下江津一丁目 下江津二丁目 下江津三丁目 下江津四丁目 下江津五丁目 下江津六丁目 下江津七丁目 下江津八丁目 画図町大字上無田 画図東一丁目 画図東二丁目」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県警察職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 17 年 3 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第 33 号

熊本県警察職員定数条例の一部を改正する条例
熊本県警察職員定数条例（昭和 29 年熊本県条例第 33 号）の一部を次のように改正する。
第 2 条第 1 項中「2,940 人」を「2,970 人」に、「110 人」を「111 人」に、「229 人」を「230 人」に、「1,708 人」を「1,726 人」に、「893 人」を「903 人」に、「3,361 人」を「3,391 人」に改め、同条第 2 項中「2,940 人」を「2,970 人」に改める。

附則第 5 項を次のように改める。

- 5 平成 17 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までの間においては、第 2 条第 1 項中「2,970 人」とあるのは「2,984 人」と、「230 人」とあるのは「231 人」と、「1,726 人」とあるのは「1,735 人」と、「903 人」とあるのは「907 人」と、「3,391 人」とあるのは「3,405 人」と、同条第 2 項中「2,970 人」とあるのは「2,984 人」とする。

附 則

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。